

公益財団法人 社会変革推進財団 利益相反取引の管理に関する方針

(2022年8月23日制定)

(1) 目的

本法人は「利益相反管理方針」(以下「本方針」)を定め、社内体制を整備し、利益相反関係を事前に管理する方法及びその管理統括の職責を定め、もって顧客の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理することとします。

(2) 利益相反取引の管理対象の特定又は類型化

利益相反管理の対象となる取引とは、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引(以下「対象取引」)です。

対象取引の特定にあたっては、利益相反管理統括者が、個別具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

本法人における対象取引の類型及び代表例は、以下のとおりです。なお、これらは継続して検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

	顧客と本法人	顧客と本法人の他の顧客
利害対立型	顧客と本法人の利害が対立する取引	顧客と他の顧客の利害が対立する取引
競合取引型	顧客と本法人が同一の対象に対して競合する取引	顧客と他の顧客が競合する取引
情報利用型	本法人が顧客との関係を通じて入手した情報を利用して本法人が利益を得る取引	本法人が顧客との関係を通じて入手した情報を利用して、他の顧客が利益を得る取引

対象取引の代表例は以下の通り。なお、後述の本法人関連組織については、本法人との関連性等を踏まえて判断を行います。

- ・投資事業
- ・アドバイザー事業

(3) 利益相反取引の管理方法

本法人は、原則として以下の方法またはその組み合わせにより、対象取引を管理します。

- ア 取引条件または方法の変更を行うこと
- イ 取引の中止
- ウ 情報隔壁措置の実施
- エ 顧客からの同意の取得
- オ 顧客および関係当事者への情報開示
- カ その他本法人が適切と認める方法

(4) 利益相反管理体制

本法人の利益相反管理統括者は、コンプライアンス室長とし、対象取引の特定及び利益相反関係管理に関する全社的な管理体制を統括します。

本法人の業務担当部署の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、新規案件あるいは既存の投資案件等のそれぞれの場合において、上記(2)の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、利益相反管理統括者に連絡し、その指示に従います。これに加え、利益相反管理統括者は、本法人の業務担当部署の役職員との定期的な会議等を通じて、顧客との間の取引が当該類型のいずれかに該当するおそれがないか確認を行います。

ただし、本法人または本法人関連組織のレピュテーションに関わる場合等重大な判断を要する場合は、本法人の利益相反管理統括者は経営会議もしくは理事会またはそれらに相当する会議体において「利益相反の恐れのある取引」の「特定」およびその「管理方法」を協議し、必要な措置等の勧告を行い、利益相反管理統括者が本法人の業務担当部署の役職員に必要な指示を行います。

2022年8月23日

公益財団法人社会変革推進財団

理事長 大野 修一